

各種計画（案）に対するご意見をお聞かせください

■問合せ 下記参照



第2次田辺市総合計画「基本構想（案）」に対するご意見をお聞かせください

総合計画とは、まちづくりを進める上で、最上位に位置付けられる計画で、「基本構想」及び「基本計画（基本構想で示す将来目標を実現するために具体的な施策の方針や展開等を示した計画）」・「実施計画（基本計画の各施策の具体的な事務事業を進めるための計画）」で構成します。計画期間は、基本構想を10年（平成29年度～平成38年度）とし、基本計画は、社会情勢等の変化に対応し、5年ごとに見直すことから、前期5年（平成29年度～平成33年度）・後期5年（平成34年度～平成38年度）、実施計画は、3年計画で毎年見直しを行います。

基本構想とは、まちづくりを進めるに当たって大切にすべき考え方（基本理念）や、目指すべきまちの将来像を示すものです。また、まちの将来像を実現するため、まちづくりの基本的方向を示し、計画的にまちづくりを進めていくための基本方針です。

■意見募集期間
2月21日④まで 「必着」

■備付け場所
企画広報課（本庁舎3階）・本

庁舎2階企画関係内係・各行政局総務課

■提出先
企画広報課 企画調整係
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9963
☎0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 総務課
☎2ページ参照

第3次田辺市地域福祉計画（案）に対するご意見をお聞かせください

地域福祉計画とは、市民の皆さんと行政が協働して、地域における福祉の増進を図るための基本的な指針となるものです。

■意見募集期間
2月13日⑤まで 「必着」

■備付け場所・提出先
◇福祉課 庶務係（市民総合センター2階）
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）4900
☎0739（26）4914
✉ fukushi@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 住民福祉課
☎2ページ参照

田辺市世界遺産等を活かした魅力あるまちづくり基本計画（案）に対するご意見をお聞かせください

魅力あるまちづくり基本計画とは、「世界遺産を核に地域資源を活かしたまちづくり」に取り組むための方向性を示す指針です。

■意見募集期間
2月10日⑤～27日⑤ 「必着」

■備付け場所・提出先
◇観光振興課 観光振興係（本庁舎3階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9929
☎0739（22）9903
✉ kankou@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 産業建設課（本宮行政局は、世界遺産熊野本宮館）
☎2ページ参照

各種計画（案）に対する意見の提出方法

各種計画（案）については、各備付け場所又はホームページからもご覧いただけます。郵送を希望の方は、各担当課へご連絡ください。

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

■提出方法
所定の様式（備付け場所にある）

ります。に住所・氏名・年齢をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もご記入ください。なお、電話での受付は行っていません。

■意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤務する方

◇市内の学校に在学する方

◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■意見の公表

いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方について、広報紙やホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありません。ご公表に当たっては、個人情報の取扱い

「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます

■問合せ 下記参照



消費税率の引上げによる影響を緩和するため、「臨時福祉給付金（経済対策分）」が支給されます。

臨時福祉給付金は、平成26年度から、年度ごとに給付されてきましたが、消費税率の8%から10%への引上げが延期されたことを踏まえ、平成29年4月～平成31年9月の2年半分を一括して支給するものです。

平成28年1月1日時点で市内に住民票があり、平成28年度分の市民税が課税されていない方

ただし、課税されている方の扶養親族等（税申告上の配偶者・扶養親族・専従者）生活保護の受給者である方は除きます。

■支給額

1人につき1万5000円
具体的な申請の方法等が決定次第、広報紙・ホームページ等でお知らせします。

【「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取」にご注意ください】

臨時福祉給付金の支給に関わって、詐欺等の横行が心配されています。
ご自宅や職場等に市や厚生労働省の職員等をかたつ

た電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりしたら、迷わず、市や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（☎9110）にご連絡ください。

◇市や厚生労働省等がATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◇ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

◇市や厚生労働省等が、臨時福祉給付金を支給するために、手数料等の振込みを求めることは、絶対にありません。

◇厚生労働省が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

◇福祉課 臨時福祉給付金担当（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900
◇給付金受付窓口（市民総合センター1階）
☎0739（33）7492

平成29年度 市営住宅維持修繕工事の業者登録を募集します

■問合せ 下記参照



平成29年度市営住宅維持修繕工事（突発的な緊急修繕工事及び入居者が退去後に行う入替修繕工事等）を依頼する登録業者を募集します。登録業種は、大工工事・建具工事・電気工事・水回り工事の4業種です。

登録地域については、市内を合併前の田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町の5地域に区分します。

■登録要件（抜粋）
◇市の物品入札参加資格等登録又は工事等入札参加登録に登録されていること
※平成29年度に登録予定でも可

◇登録地域内に本社（営業所不可）を有すること
※ただし、登録地域に募集がない場合は、この限りではありません。

◇緊急修繕工事は、発注後、原則60分以内に現地に到着すること

◇水回り工事については、合併前の田辺市地域は田辺市指定給水装置工事業者に指定されていること、その他の地域は、田辺市簡易水道指定給水装置工事事業者として指定されていること

◇詳しくは、申請書類をい

参照ください。

■登録の有効期間 4月1日～平成30年3月31日

■受付場所 建築課（社会福祉センター1階）・各行政局 産業建設課（2ページ参照）

■申請書類 市が指定する様式

■申請書配布及び受付期間 2月1日④～28日④

■申請書の配布 左記及び各行政局産業建設課で配布するほか、ホームページからも取得できます。

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html>

■提出方法 左記へ直接お持ちください。

【登録業者説明会・抽選会】
日 ⑤3月10日⑤ 15時～
場 本庁舎3階「第1会議室」

※登録業者に対する制度の説明及び発注順を決める抽選会を行いますので、ご参加ください。やむを得ず欠席された場合は、建築課以外の市職員を代理人として抽選を行います。

固建築課 市営住宅係（社会福祉センター1階）
☎0739（26）9936

田辺税務署からのお知らせ

■問合せ 田辺税務署 (電話 0739-22-1250)



平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日④～3月15日④(申告相談受付は、16時まで)開催しており、開設期間の当初や期限前になると大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。また、混雑状況によっては、16時前に相談の受付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

※2月15日④までは、相談会場を開催しておりませんので、長時間お待ちいただく場合や早めに相談の受付を終了する場合があります。

※税務署への個別的なお問合せについては、自動音声に従ってお選びください。

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度について】

軽自動車等の手続はお早めに！

■問合せ 税務課 庶務係 (電話 0739-26-9919)



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。譲渡や廃車・盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めに手続をお願いします。

原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の手続に必要なものは、次のとおりです。

◇廃棄処分するとき・市外へ転出するとき・市外の方に譲るとき
標識・所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇市内の方に譲るとき
新旧所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇標識を破損したとき
標識・所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇盗難・紛失・解体等で標識や車体が無いとき
所有者の印鑑・窓口に來られる方の本人確認書類・盗難の場合は警察での受理番号・紛失の場合は標識弁償金として2000円、解体の場合は解体証明書(標識がない場合は標識弁償金2000円も必要です。)

※標識交付証明書は無くても可能。本人確認には運転免許証等をお持ちください。

※所有者死亡の場合は、廃車又は名義変更の手続が必要です。

■手続先

◇軽自動車(四輪車・三輪車)
軽自動車検査協会和歌山事務所
〒050(3816)1846
◇125ccを超える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局
〒050(5540)2065

◇原動機付自転車(125cc以下の二輪車)・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト・トラクタ等)
・税務課庶務係
☎上記参照
・各行政局 住民福祉課
☎2ページ参照

ご注意ください！
4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の軽自動車税が課税され、月割りでの減額はありません。



平成28年分の確定申告書等に、マイナンバー(個人番号)の記載や、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、申告者ご本人の番号確認及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

◇番号確認及び本人確認書類(①又は②)

①マイナンバーカード
②通知カード+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証等
※控除対象配偶者や扶養親族及び事業専従者等も、申告者ご本人がマイナンバーを記載していただく必要がありますが、本人確認書類等の添付等は不要です。

【申告書を作成するときは】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。また、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

☐ <https://www.nta.go.jp/>
【復興特別所得税の記載漏れにご注意ください】
平成25年分～平成49年分は、復興特別所得税(原則として各年分の所得税の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付する

■原動機付自転車及び二輪車等の税率
平成29年度は、左表のとおりとなります。

車種	税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下
	総排気量が50cc超90cc以下
	総排気量が90cc超125cc以下
	ミニカー
小型特殊自動車	農耕作業用
	その他のもの
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超250cc以下
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの



■三輪及び四輪以上の軽自動車の税率
平成29年度は、左表のとおりとなります。そのほか、平成28年度中に新車登録された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その燃費性能にに応じて軽自動車税を軽減される措置があります。

車種		税率(年額)		
		①平成27年3月31日以前新車登録(旧)	②平成27年4月1日以後新車登録(新)	③新車登録から13年経過(重課)※
軽自動車	三輪で総排気量が660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上で総排気量が660cc以下	乗用	営業用	5,500円
		乗用	自家用	7,200円
		貨物	営業用	3,000円
		貨物	自家用	4,000円
				5,000円
				6,000円

※③に該当するものは、平成16年3月31日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。(被けん引車、電気自動車等は除きます。)

こととされています。申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないようにご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について記載が必要となります。

【税理士による地区相談会場のご案内】

◇相談の終了時間は、15時ですが、混雑の状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

◇「土地・建物・株式等を売却された所得」や「贈与税」、「相続税」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談は、

談が必要な場合は、田辺税務署までお越しください。

◇各会場は、大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等で確定申告書等を作成の上、インターネットで送信いただいたり、プリンタで印刷して郵送等でご提出もできますので、是非ご利用ください。

※平成27年分の申告書の控え(平成27年分の確定申告をされた場合に限ります)・筆記用具・計算用具・印鑑・利用者識別番号等の通知(所有されている方)等をお持ちください。

■地区相談会場の開設日時

会場名	開設日	開設時間
龍神行政局 2階「大会議室」 (龍神村西376)	2月22日④	9時30分～12時 13時～15時
本宮行政局 3階「大会議室」 (本宮町本宮219)	2月24日⑤	
中辺路コミュニティセンター 1階「大会議室」 (中辺路町栗栖川402-1)	2月28日④	
田辺納税協会 3階「会議室」 (上屋敷2丁目10-49)	2月16日④～3月3日⑤ (④⑤を除く。)	

市民なわとび大会の参加者を募集します

■問合せ 下記参照



■部門

◇個人跳びの部（男子の部・女子の部）

種目	区分
1 回跳び	幼児の部
2 重跳び	小学1年生の部 小学2年生の部 小学3・4年生の部 小学5・6年生の部 中学生～一般（29歳以下）の部 一般（30歳以上）の部
3 重跳び	フリー

◇ふれあいなわとびの部

種目	区分
ペア跳び	フリー2人1組
長なわ連続跳び	フリー（最低人数は7名）
ダブルダッチ	フリー（3人1組）
大名なわ跳び	フリー（17名～22名）

■問合せ 下記参照

①種目②チーム名③代表者住所④代表者氏名⑤代表者電話番号⑥チーム全員の氏名詳しくは、ホームページをご覧ください。

田辺市体育連盟事務局（スポーツ振興課）
〒646-0061
上の山一丁目23-11
☎0739（25）2531
☎0739（25）0387
http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/

①種目②チーム名③代表者住所④代表者氏名⑤代表者電話番号⑥チーム全員の氏名詳しくは、ホームページをご覧ください。

田辺市体育連盟事務局（スポーツ振興課）
〒646-0061
上の山一丁目23-11
☎0739（25）2531
☎0739（25）0387
http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/

本人通知制度登録のご案内 ～個人情報不正取得抑止のために～

■問合せ 下記参照



■本人通知制度とは
事前に登録された方の戸籍謄本や住民票の写し等を、本人以外の方（本人の代理人又は代理人以外の方に交付した場合に、交付の事実をお知らせする制度です。ただし、交付を差し止めるものではありません。）

■本人通知制度の効果
◇登録された方には、本人以外から交付請求があった場合に通知され、不正な請求の判明につながります。

◇通知を受けることで不正発覚につながる等、不正請求の防止効果が見込まれます。

■制度導入のきっかけ
平成17年以降、行政書士等の資格者による戸籍謄本・住民票の写しの不正入手事件が相次いで発生し、平成23年から平成24年にかけて、全国で1万件を超える不正取得事件が発覚しました。

■登録できる方
市に住民登録や戸籍がある方（過去にあった方も登録できます。）

■申請方法
申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・旅券等）の提示とともに提出してください。申請書は、下記に設置してあるほか、ホームページからも

取得できます。

◇郵送による申請
他の市区町村にお住まいの方や、病気等、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、郵送で申請できます。

◇代理人による申請
15歳未満の方や成年被後見人、他の市区町村にお住まいの方、疾病等、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、代理の方が申請できます。ただし、委任状等の代理権を証明する書類が必要です。

■対象となる証明書
①住民票の写し（除票を含む。）
②住民票に記載をした事項に関する証明書
③戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
④戸籍謄本及び戸籍抄本（除籍、改製原戸籍を含む。）
⑤戸籍に記載した事項に関する証明書

■通知の内容
①交付年月日
②請求者の種別（本人の代理人、第三者）
第三者とは、住民票に関しては同一世帯以外の方、戸籍に関しては戸籍に記載のある方・その配偶者・直系親族以外の方であり、個人・法人・債権者等・八士業（弁護士・司法書士・土

特別展『生誕110年記念 吉岡堅二展』 館蔵品展『戦後の日本画』を開催します

■問合せ 下記参照



▲吉岡堅二《太陽と不死鳥》
1964（昭和39）年
神奈川県立近代美術館蔵



▲稗田一穂《水影》
1962（昭和37）年
市立美術館蔵

②館蔵品展『戦後の日本画』
戦後に切り開かれた新しい日本画の表現を、市立美術館が収集してきた作品によって紹介します。

※（ ）内は、20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は、無料で

①600円（480円）
②250円（200円）
※（ ）内は、20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は、無料で

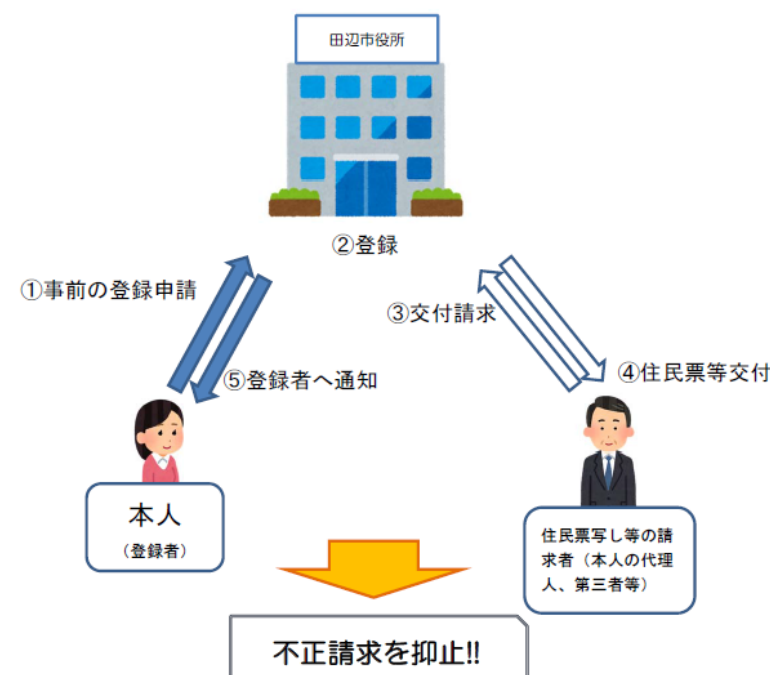
す。その他、観覧料の減額や免除の制度もありますので、左記へお問い合わせください。

【記念講演会】
③3月18日（土）
田辺市立美術館「研修室」（観覧料のみ必要です。手話通訳もあります。）

◇演題 「吉岡堅二の軌跡」

【展示解説会】
④2月18日（土）・3月4日（土）
⑤2月25日（土）・3月11日（土）
田辺市立美術館「展示室」（観覧料のみ必要です。）

【共通事項】
開14時～
■講師 市立美術館学芸員
田辺市立美術館
たきない町24-43
☎0739（24）3770
◇熊野古道なかへち美術館
中辺路町近露891
☎0739（65）0390



▲制度のイメージ

地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）のことを言います。

③交付した書類の種別
④交付通数
※交付した代理人や第三者等の氏名・住所等は、通知されません。

■登録期間
廃止届を提出されるまで有効となります。

住所の変更や戸籍の届出により登録事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更の届出がない場合は、登録

を廃止する場合もあります。

登録者が死亡・居所不明等により住民票が削除されたとき、又は対象となる証明書が市に存在しなくなったとき（除票の保存期間満了等）は、登録を廃止します。

田辺市民課窓口係（本庁舎2階）
☎0739（26）9923
http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/index.html
◇各行政局 住民福祉課
2ページ参照